K_{13} ＝ 1.017
K_{14} ＝ 1.017
K_{15} ＝ 1.067
K_{16} ＝ 1.067
K_{17} ＝ 0.917
K_{18} ＝ 0.900
K_{19} ＝ 0.883
α　第１号算式の符号αに同じ
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 1.017
M_{13} ＝ 1.017
M_{14} ＝ 1.017
M_{15} ＝ 1.117
M_{16} ＝ 1.067
M_{17} ＝ 0.917
M_{18} ＝ 0.900
M_{19} ＝ 0.883
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{16} ＝ 1.000
O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 1.000
O_{19} ＝ 1.000
O_{20} ＝ 0.94000
O_{21} ＝ 8.000
O_{22} ＝ 9.000
P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

K_{13} ＝ 1.000
K_{14} ＝ 0.984
K_{15} ＝ 1.048
K_{16} ＝ 1.048
K_{17} ＝ 0.887
K_{18} ＝ 0.871
K_{19} ＝ 0.855
α　第１号算式の符号αに同じ
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 0.984
M_{13} ＝ 1.000
M_{14} ＝ 0.984
M_{15} ＝ 1.081
M_{16} ＝ 1.048
M_{17} ＝ 0.887
M_{18} ＝ 0.871
M_{19} ＝ 0.855
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額
O_{15} ＝ 1.000
O_{16} ＝ 3.000
O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 1.000
O_{19} ＝ 1.000
O_{20} ＝ 9.000
O_{21} ＝ 10.000
O_{22} ＝ 10.000
P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額